

「前橋市犯罪被害者等支援条例」制定に係る パブリックコメント（意見募集）資料

前橋市総務部防災危機管理課

＜条例制定の趣旨＞

「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関する施策の策定・実施が規定されており、全国的に条例制定の動きが広がっています。

本市では市民が安心して暮らせるよう犯罪が起こりにくい安全なまちづくりを進めています。しかしながら、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になりえる可能性があります。不幸にも犯罪被害に遭ってしまった場合、被害者やその家族は身体への危害などの直接的被害だけでなく、その後の周囲からの中傷などによる精神的苦痛を負うなど二次的被害にも苦しめられることもあります。

このことから、犯罪被害者等が犯罪被害から再び平穏な生活に戻るまで、経済的負担の軽減、日常生活の支援・安全の確保を行うとともに、民間支援団体等と協力して支援できる人材を育成することにより地域社会全体で切れ目のない支援を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため「前橋市犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

募集期間 令和3年8月23日（月）から令和3年9月17日（金）まで

提出方法 意見提出用紙に意見を記入し、市役所（3階防災危機管理課、2階情報公開コーナー）、各支所または各市民サービスセンター、中央公民館（K' BIX 元気21まえばし内）に提出するか、防災危機管理課へ郵送、ファックスまたはメールにより提出してください。

問い合わせ先 〒 371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市総務部防災危機管理課防犯係

担当 笹本・堀内

電話 027(898)5839

FAX 027(221)2813

メールアドレス kikikanri@city.maebashi.gunma.jp

次のページが、ご意見をお寄せいただきたい項目です。

<条例案の主な内容>

1 市、市民及び事業者の責務の明確化

犯罪被害者等支援に対し、市、市民及び事業者の責務を明確にし、それぞれの立場で自主的な取り組みを行います。

2 経済的負担の軽減

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため見舞金の支給を行います。

3 日常生活の支援、安全の確保

犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、保健医療・福祉サービスの提供を行い支援します。また、犯罪被害者等の安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時的な保護、施設への入所による保護などを行います。

4 居住・雇用の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮を行います。また、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し就業の支援を行います。

5 広報・啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行います。

6 人材育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、支援を行う人材を育成する研修の実施、その他人材育成に必要な措置を行います。

7 民間支援団体に対する支援

民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等を支援することができるよう、情報の提供その他必要な支援を行います。